

平成30年10月1日公表

耐震診断の結果の公表【要安全確認計画記載建築物（木更津市所管分）】

法第7条第1号に掲げる建築物で耐震診断の結果の報告期限が平成31年12月末のもの

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	災害時の用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上必要な部分の地震に対する安全性の評価結果	構造耐力上必要な部分の地震に対する安全性	耐震改修の予定		備考
								内容	実施時期	
1	木更津市立八幡台公民館	木更津市八幡台四丁目2番1号	公民館	避難所	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断基準」(2011年版)	$I_s=0.29$ $q=1.19$	I	耐震改修	平成30年度	耐震改修工事中

附表 耐震診断の評価の結果と構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価

診断方法	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性		
	I 大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。	II 大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。	III 大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。
○ 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断基準」(2011年版)	$I_s < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.6 \leq I_s$ かつ $1.0 \leq q$

※ 表中の「構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性」については震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示します。いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはありません。